

諮問庁：北九州市長

諮問日：令和 5 年 9 月 26 日（諮問第 172 号）

答申日：令和 6 年 5 月 23 日（答申第 172 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

本審査請求の対象となった行政文書の開示請求につき、一部を不開示とした決定は妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

令和 5 年 2 月 13 日付けで北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条に規定する開示請求権に基づき行った「行政文書一部開示決定された公文書北九産地商第 1042 号によると、市内の市場に関係して法人や個人らに補助金支出をしていることが分かった。ついては、

- ①補助金給付申請を受けたが給付を認めなかったものについて、意思形成過程が分かる一切の文書資料。
- ②今後、補助金支出を計画している金額や件数等々について、意思形成過程が分かる一切の文書資料。」

を対象とする行政文書（以下「本件対象文書」という。）の開示請求に対して、令和 5 年 3 月 31 日付け北九産地商第 1646 号により北九州市長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定処分（以下「原処分」という。）について、憲法第 21 条及び条例第 1 条を遵守し、市民の知る権利と市の説明責任を無限大に重んじて、市民の手で検証し、事実解明できる開示を行うことを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 今回の文書の不開示を取り消すこと、どのように請求すれば開示されるか教示すること、不開示とされた理由を説明すること等を求める。
- (2) 個人の住所、氏名、連絡方法、職業等の他は不開示情報に当たらない。また金額が公表されないことにより弊害が生じる。過大な不開示の部分について、開示することを求める。
- (3) 見積書等と納品数量・金額等について、チェックができるように開示することを求める。

- (4) 開業支援金を申請し、不採択となった者に対して、少なくとも不採択の理由を知らせるべきである。
- (5) 市場関係者の補助金と一般市民の見舞金は法の下に平等にすること、また市場関係者らに今後多額の補助金なしで自力再建できるように指導することを求める。
- (6) 市民の知る権利と市の説明責任を無限大に重んじ、不開示部分は最小に止め、市民に分かり易く説明し、ひいては市民の手で検証し事実解明できる開示をしていただくことを求める。

第3 処分庁の説明の要旨

1 審査請求に至る経緯

本件は、令和5年2月13日付けで、審査請求人より条例第5条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、同年3月31日付けで一部開示決定を行ったところ、これを不服として令和5年7月6日付けで本審査請求が提起されたものである。

2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

- (1) 条例は、第7条第1号で個人に関する情報についてのみではなく、同条第2号で法人等に関する情報について不開示とすることを認めている。
- (2) 条例第7条第2号に該当するとして不開示とした情報は、資金繰りに関係する事項や事業活動上の内部管理に属する事項であって、営業の自由の保障や公正な競争秩序の維持のために、社会通念上秘匿することが認められている情報である。
- (3) 見積書は、営業活動上の高度なノウハウ・戦略などにに基づき、契約締結前の段階において、補助事業者に応じて個別に作成・提示されたものであり、広く公開されることを前提としたものではない。公にされることで、見積書作成事業者の競争上の地位その他正当な利益を害することは明らかで、今後の本事業の実施に関して、補助事業者においても見積書作成の協力を得ることが困難となるおそれが認められる。
- (4) 見積書は、各事業者が独自の様式を使用するなど、事業者名を不開示にしたとしても、見積書の様式及びその記載内容から事業所を推知できるおそれは依然として認められる。
- (5) 処分庁が不開示の理由を記載したものとして「別紙」としたのは、「行政文書名、不開示情報、該当条例、不開示理由」を記載した一覧表のことであり、審査請求人の主張する文書資料とは異なるものである。

- 3 よって、原処分は適法かつ正当な処分であり、本審査請求は理由がないから、棄却を求める。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和 5 年 9 月 26 日 諮問の受付
- ② 令和 5 年 11 月 13 日 審議
- ③ 令和 5 年 12 月 11 日 審議
- ④ 令和 6 年 1 月 23 日 処分庁意見聴取、審議
- ⑤ 令和 6 年 2 月 22 日 審査請求人の口頭意見陳述、審議
- ⑥ 令和 6 年 3 月 21 日 審議
- ⑦ 令和 6 年 4 月 30 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

当審査会は、審査請求の対象となった本件対象文書の一部開示決定について、処分庁及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり判断する。

1 原処分に係る法令等の定めについて

(1) 条例第 7 条柱書について

条例第 7 条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない」と規定し、同条第 1 号ないし第 7 号に列挙する不開示情報を除き原則開示すべき旨を定めている。

(2) 条例第 7 条第 1 号（個人に関する情報）について

条例第 7 条第 1 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、個人に関する情報であっても、ただし書アの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びただし書ウの「公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別される情報について不開示とすることを定めたものである。

(3) 条例第 7 条第 2 号（法人・企業等情報）について

条例第 7 条第 2 号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定した上で、ただし書において「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、本号の不開示情報から除くこととしている。

本号は、法人等又は事業を営む個人の適正な事業活動を尊重し、正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、事業を行うものの権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、不開示とすることを定めたものである。

(4) 条例第 9 条（公益上の理由による裁量的開示）について

条例第 9 条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に不開示情報（第 7 条第 7 号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」と規定している。

本条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の必要性があると認められるときには、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

2 原処分不開示部分の条例第 7 条該当性及び第 9 条該当性について

(1) 本件対象文書と不開示部分について

本件対象文書は、北九州市商店街等における空き店舗等の有効活用に関する補助金及び空き店舗調査に関する文書であり、その内訳は処分庁によって、「審査結果・事業計画書一式」、「歳出予算要求書（事業説明・明細）」に分類されている。

(2) 条例第 7 条第 1 号該当性について

ア 条例第 7 条第 1 号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、次のとおりである。

- ① 審査（評価、実施通知、審査結果等）に関する文書の住所、氏名等
- ② 事業計画に関する文書の住所、氏名、職歴、性別、生年月日、印影等
- ③ その他の文書

イ これらの不開示情報のうち、住所、氏名、電話番号、印影等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

ところで、条例第 7 条第 1 号は「個人に関する情報」から「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」と規定するところ、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は個人に関する情報の意味する範囲に含まれるものではあるが、その性質上、同条第 2 号により保護される法人等の事業活動に関する情報と同様の公開基準によることが適当であるので、同条第 2 号にて判断するものとし、同条第 1 号の「個人に関する情報」から除外することとしている。ただし、事業を営む個人に関する情報であっても、その事業とは直接の関係を有しない情報は、同条第 1 号が適用されることとなる。

これは、個人情報の開示に関し、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人識別型方式を採用して個人情報を原則として不開示とする一方、個人の社会的活動である事業に関する個人事業情報については、個人の対外的活動に関する情報であり、プライバシーを保護する必要性がないものが多く、法人等の事業活動情報と同様の基準で不開示情報該当性の判断をするのが適当と認められることから、法人等の情報とともに原則として開示することにしたものと解される。

そこで本件についてみると、住所、氏名、電話番号、印影等は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」として、条例第 7 条第 2 号が適用されることになる。

しかし、そのうちの住所、氏名、電話番号等については、事業とは直接の関係を有しない情報であるので、同条第 1 号が適用されるべきであり、また、同号ただし書アないしウに該当しないものであることが認められる。よって、条例第 7 条第 1 号に該当し、不開示が妥当である。

ウ 前記アの不開示情報のうち印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

個人の印影が示す情報は単に氏名だけでなく、その固有の形状が個人情報として保護の対象となるものである。実印は印鑑登録制度の下で社会生活上重要なものとして保護され、また、認め印であっても銀行預金通帳などの重要なものに使用されることも十分想定される場所であり、他にみだりに開示されない利益を有しているというべきである。こうした個人の印影の性格からして、条例第 7 条第 1 号ただし書アないしウに該当しないと認められる。

よって、条例第 7 条第 1 号に該当し、不開示が妥当である。

エ 前記アの不開示情報のうち、前記イ及びウ以外の部分については、当審査会が見分したところ、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、かつ、条例第 7 条第 1 号ただし書には該当しないものであることが認められる。

よって、条例第 7 条第 1 号に該当し、不開示が妥当である。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号に該当するとして処分庁が不開示としたのは、次のとおりである。

- ①審査（評価、実施通知、審査結果等）に関する文書の事業者名、業種の詳細、店舗所在地等
- ②事業計画に関する文書の開業予定の店舗の所在、賃借人、賃貸人、物件所在地、印影、建物の名称、仕様・単価等
- ③その他の文書

イ 前記アの不開示情報のうち、見積書等に記載する仕様・単価等について、処分庁が前記で主張するとおり、営業活動上の高度なノウハウ・戦略などに基づき補助対象事業者に応じて個別に作成されたものであり、一般に広く公開されることを前提としたものではないといえる。

そして、社会通念上、事業を営むものが秘匿することを認められている情報に該当し、これらの情報が公開されると事業者の営業活動上の戦略が明らかになる可能性は否めない。

したがって、事業者の生産活動上の秘密が推測されれば、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、条例第 7 条第 2 号ただし書には該当しないものであることが認められる。

よって、条例第 7 条第 2 号に該当し、不開示が妥当である。

ウ 前記アの不開示情報のうち、印影（事業者の社印）について、一般に、取引や契約関係において認証的機能を有しており、商慣習上重要なものとして保護されている。また、たとえ認印であっても取引や銀行預金通帳のような重要なものに使用されることも十分想定される場所である。

このように、印影（事業者の社印）は、事業者が事業活動を行う上での重要な内部管理情報として他にみだりに開示されない利益を有しているというべきであり、一般的に十分保護されるべきものである。また、条例第 7 条第 2 号ただし書には該当しないものであることが認められる。

よって、条例第 7 条第 2 号に該当し、不開示が妥当である。

エ 前記アの不開示情報のうち、前記イ及びウ以外の部分については、当審査会が見分したところ、事業を営む個人の当該事業に関する情報（法人等に関する情報）であり、かつ、条例第 7 条第 2 号ただし書には該当しないものであることが認められる。

よって、条例第 7 条第 2 号に該当し、不開示が妥当である。

(4) 条例第 9 条該当性について

また、審査請求人は、「市民の知る権利と市の説明責任を無限大に重んじ」「市

民の手で検証し事実解明できる開示をしていただくことを求めます」と主張している。

ここで、第 5、1、(4)のとおり、条例第 9 条は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の必要性があると認められるときには、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めている。

この点、同条の規定に基づいて開示するかしないかは、実施機関の裁量に委ねられている。すなわち、同条の規定に基づいて開示しなかったことが違法となるのは、処分庁が、与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用したと認められる場合に限られると解するのが相当である。

これを本件についてみると、本市において、本件補助金に係る規程に補助対象事業者等についての情報を公開する旨の規定は見当たらないこと、また、開示請求があった際の情報の公開等について、処分庁から補助対象事業者に対して特段の説明はなされていないことが認められる。

こうした状況を踏まえ、処分庁は、本件対象文書の補助対象事業者等の名称や見積等の情報を不開示としたものであるということが出来る。

以上のことから、本件において、処分庁の判断に裁量権の範囲の逸脱、又は濫用があったとまでは認められず、本件処分が条例第 9 条に反する違法な処分であるとは認められない。

3 まとめ

以上のとおり、原処分は適法かつ妥当であり、本審査請求には理由がないと認められるので、前記第 1 のとおり、これを是認する。

4 付帯意見

行政文書の公開は、市政に関し市民への説明責任を果たし、公正で民主的な市政の推進に資することを目的とする情報公開制度の根幹をなすものである。

その中でも、補助金支出は実施機関の広範な裁量に基づき行われる公金の支出であることから、実施機関は市民に対する説明責任を果たすことが求められ、関連する情報は可能な限り公開することが望ましいといえる。

この点、国や地方公共団体が実施する各種の補助金事業において、補助金の交付先や交付額が公表され、そのことがインターネットウェブ等を通じて国民に広く周知されている例が相当数存することは、当審査会に顕著な事実であり、このことは、上記のような説明責任を求める社会的要請の高まりを示しているといえる。

当審査会としては、補助金の交付先等の開示に関しては、令和6年4月17日付け答申第165号の「4 付帯意見」記載したところと同じ理が当てはまると考えるので、処分庁においては、十分留意されたい。

北九州市情報公開審査会

会長	阿 野 寛 之
委員	神 陽 子
委員	熊 谷 美佐子
委員	仲 野 宏 子
委員	中 村 智 美